

**仰星ニュースレター****ワンポイント会計基準****vol. 107 平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い**

今回は、平成 28 年 4 月 22 日に ASBJ が公表した実務対応報告公開草案第 46 号、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い（案）」についてご説明します。

**(1) 公開草案の概要**

平成 28 年度の税制改正で、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備と構築物の法人税法上の減価償却方法は定額法のみ適用可能となり、定率法が廃止されました。

今般の税制改正に伴い、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備、構築物又はその両方に係る減価償却方法を定額法に変更する場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うものとされる見込みです。

なお、当該事項に従って会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う場合には次の事項を注記することとされています。

① 会計方針の変更の内容として、法人税法の改正に伴い、本実務対応報告を適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備、構築物又はその両方に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している旨

② 会計方針の変更による当期への影響額

**(2) 内容**

そもそも減価償却方法は我が国において会計方針の選択として定められており、会計方針の変更は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更とそれ以外の自発的に行う会計方針の変更に分類されます。

ここで、「会計基準等」には、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたものが含まれ、法令等により会計処理の原則及び手続が定められているときは、当該法令等も一般に公正妥当と認められる会計基準等に含まれる場合があるとされています。

今般の税制改正に合わせ、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物から減価償却方法を変更することが自発的に行う会計方針の変更に分類される場合、個々の企業において会計方針の変更の適時性と適切性を判断することとなります（企業会計基準

適用指針第 24 号第 6 項及び監査・保証 実務委員会実務指針第 78 号)。

しかし、これまで減価償却方法の選択は一定の範囲でいわゆる税法基準による会計処理が容認されてきたことを踏まえると、自発的な会計方針の変更として取り扱う場合には、企業における作成実務に混乱が生じるとの意見があります。

そのため、一般的に建物附属設備や構築物の減価償却費については、建物や機械等の減価償却費に比較して重要ではないこと、今般の税制改正に合わせて会計方針を変更することは客観的な事実に基づいており、いわゆるみだりに会計方針を変更することにはあたらないこと、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物の減価償却方法を建物に合わせて定額法とすることは、会計処理の整合性を高める可能性があると考えられることから、平成 28 年度の税制改正に伴う会計方針の変更は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更とする実務上の取り扱いを定めることとなりました。

なお、本実務対応報告は、平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の改正に限定して対応したものであり、今回の改正に限られます。

### (3) 適用時期

本実務対応報告は、公表日以後最初に終了する事業年度のみに適用できます。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後最初に終了する事業年度が本実務対応報告の公表日前に終了している場合には、当該事業年度に本実務対応報告を適用することができます。

なお、適用に際しては今後の当該公開草案の動向にご留意ください。